

令和5年4月10日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知改正につきまして、日本医師会より通知がありましたので、情報提供いたします。

本件は、予防接種法に基づく定期接種実施要領を一部改正し、本年4月1日より施行することを通知するもので、概要は下記のとおりです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

- 1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の定期の予防接種の対象者について、接種可能な最低年齢を生後3月から生後2月に改めることに伴う所要の改正を行う。
- 2) ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種において、組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用可能とすることに伴う所要の改正を行う。

【参考】

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko2/2023ken2\\_98.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko2/2023ken2_98.pdf)

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角）

大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)